

海津市告示第122号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条の規定により、平成24年12月12日に海津市議会第4回定例会を海津市議場に招集する。

平成24年11月15日

海津市長 松 永 清 彦

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

応招議員（17名）

1番	伊 藤 秋 弘 君	2番	山 田 武 君
3番	川 瀬 厚 美 君	4番	浅 井 まゆみ 君
5番	六 鹿 正 規 君	6番	藤 田 敏 彦 君
7番	山 田 勝 君	8番	堀 田 みつ子 君
9番	森 昇 君	10番	松 岡 光 義 君
11番	服 部 寿 君	12番	水 谷 武 博 君
13番	飯 田 洋 君	15番	星 野 勇 生 君
16番	永 田 武 秀 君	17番	西 脇 幸 雄 君
18番	赤 尾 俊 春 君		

不応招議員（なし）

平成24年海津市議会第4回定例会

◎議事日程(第1号)

平成24年12月12日(水曜日)午前9時開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 報告第16号 専決処分の報告について
- 日程第5 報告第17号 専決処分の報告について
- 日程第6 報告第18号 専決処分の報告について
- 日程第7 報告第19号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第8 議案第59号 平成24年度海津市一般会計補正予算(第6号)
- 日程第9 議案第60号 平成24年度海津市介護老人保健施設在宅介護支援センター特別会計補正予算(第1号)
- 日程第10 議案第61号 海津市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第62号 海津市体育施設条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第63号 財産の無償譲渡について
- 日程第13 議案第64号 財産の処分について
- 日程第14 議案第65号 指定管理者の指定について
- 日程第15 陳情第3号について
- 日程第16 陳情第4号について
- 追加日程第1 発議第3号 海津市議会活性化検討委員会設置要綱の一部を改正する要綱について

◎出席議員(17名)

1番	伊藤秋弘君	2番	山田武君
3番	川瀬厚美君	4番	浅井まゆみ君
5番	六鹿正規君	6番	藤田敏彦君
7番	山田勝君	8番	堀田みつ子君
9番	森昇君	10番	松岡光義君

11番	服部 寿君	12番	水谷 武博君
13番	飯田 洋君	15番	星野 勇生君
16番	永田 武秀君	17番	西脇 幸雄君
18番	赤尾 俊春君		

◎欠席議員（なし）

◎欠員（1名）

◎地方自治法第121条の規定に基づき出席を要求した者の職氏名

市長	松永清彦君	副市長	後藤昌司君
教育長	横井信雄君	総務部長併 選挙管理委員会 事務局書記長	福田政春君
総務部総務課長併 選挙管理委員会 事務局次長	渡邊良光君	総務部財政課長	服部尚美君
企画部長	伊藤恵二君	会計管理者	水谷明寛君
産業経済部長	大倉明男君	建設部長	丹羽功君
水道環境部長	鈴木照実君	市民福祉部長	木村元康君
市民福祉部 次長兼サンリバー はつらつ事務長	水谷辰巳君	消防長	吉田一幸君
教育委員会 事務局次長	三木孝典君	教育委員会事務局 次長(施設担当)併 総務部財政課長 (施設担当)	岡田健治君
監査委員会 事務局次長	菱田義博君	農業委員会 事務局次長	高木栄君
総務部税務課長	石原八十司君		

◎本会議に職務のため出席した者

議会事務局長	青 木 彰	議会事務局課長 補佐兼総務係長	岡 田 法 子
議会事務局 議事係長	中 野 浩 二		

◎開会宣告

○議長（赤尾俊春君） 定刻でございます。

ただいまの出席議員は17名であります。定足数に達しておりますので、平成24年海津市議会第4回定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

(午前9時00分)

◎会議録署名議員の指名

○議長（赤尾俊春君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において、9番 森昇君、10番 松岡光義君を指名いたします。

◎会期の決定について

○議長（赤尾俊春君） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。今定例会は、本日から12月21日までの10日間をしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤尾俊春君） 異議なしと認めます。よって、今定例会の会期は、本日から12月21日までの10日間とすることに決定しました。

◎諸般の報告

○議長（赤尾俊春君） 次に日程第3、諸般の報告を行います。

海津市教育委員会より、平成23年度教育委員会の点検・評価報告書について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条の規定に基づき提出がありましたので、各位に配付し、報告といたします。

◎報告第16号 専決処分の報告についてから議案第65号 指定管理者の指定について
まで

○議長（赤尾俊春君） 日程第4、報告第16号から日程第14、議案第65号までの11議案を一括議題とします。

市長より報告並びに提案理由の説明を求めます。

市長 松永清彦君。

〔市長 松永清彦君 登壇〕

○市長（松永清彦君） 本日、平成24年海津市議会第4回定例会を開催いたしましたところ、議員各位におかれましては、何かと御多忙のところ御参集を賜り、まことにありがとうございます。

今回定例会に提案いたしました諸議案につきまして、その概要を順次御説明申し上げます。最初に、報告案件4件について、その内容を御説明申し上げます。

報告第16号の専決処分の報告につきましては、本年8月23日、海津町札野地内の市道海津13908号線と海津13885号線の交差点で発生した公用車と軽トラックとの衝突事故に伴い、転落した双方の車により被害を受けた田の耕作者へ賠償金を支払うものであります。

地方自治法第180条第1項の規定により、平成24年10月23日に専決処分いたしましたので、同条第2項の規定に基づき御報告するものであります。

報告第17号の専決処分の報告につきましては、報告第16号にかかわる衝突車故に伴い、軽トラックを運転していた海津町鹿野在住の被害者への賠償金を支払うものであります。

地方自治法第180条第1項の規定により、平成24年10月23日に専決処分いたしましたので、同条第2項の規定に基づき御報告するものであります。

報告第18号の専決処分の報告につきましては、本年9月18日に海津町高須町の個人宅敷地内において発生した、公用車と敷地内の手すりとの接触事故に伴い、賠償金を支払うものであります。

地方自治法第180条第1項の規定により、平成24年10月25日に専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により御報告するものであります。

報告第19号の専決処分の承認を求めることにつきましては、衆議院が11月16日の本会議で解散し、12月4日公示、16日投開票の日程で総選挙が行われることが臨時閣議で決定され、急を要することから、平成24年度海津市一般会計補正予算（第5号）を平成24年11月16日付で専決処分に付したものであります。

補正の内容につきましては、歳入歳出にそれぞれ1,977万円を追加し、補正後の予算額を歳入歳出それぞれ162億9,224万7,000円とするものであります。

歳出につきましては、総務費の選挙費、衆議院議員選挙費で選挙関連経費1,977万円を追加いたしましたして、その補正財源として県支出金で衆議院議員選挙交付金を充てるものであり、地方自治法第179条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

続きまして、補正予算案件2件について、その概要を御説明申し上げます。

議案第59号の平成24年度海津市一般会計補正予算（第6号）につきましては、歳入歳出にそれぞれ2億460万円を追加し、補正後の予算額を歳入歳出それぞれ164億9,684万7,000円とするものであります。

歳出の主なものとしましては、総務費の総務管理費、一般管理費で一般職退職手当組合負

担金等1,148万5,000円、財産管理費で旧石津幼稚園解体工事費3,780万円、海津庁舎管理費で焼却炉廃棄処理委託料43万1,000円を追加し、選挙費で無投票となったため、田鶴境土地改良区総代選挙費97万3,000円、下池西部土地改良区総代選挙費95万4,000円、福東輪中土地改良区総代選挙費108万4,000円を減額いたしました。

次に、民生費の社会福祉費、社会福祉総務費で職員の人事配置により人件費に不足が生ずることとなり、給料に875万円、児童福祉費、保育園費で同じく給料等に797万円、広域入所・私立保育園運営費負担金1,736万7,000円、国・県過年度返還金725万円を追加いたしました。

次に、労働費の労働諸費、勤労青少年ホーム管理費で、ふれあいセンターの留守家庭児童教室エアコン取替工事費86万8,000円を追加いたしました。

次に、農林水産業費の農業費、農業総務費で職員の人事配置により人件費に不足が生ずることとなり、給料等に230万円、農村環境改善センターでふるさと会館の地下タンク修繕費154万3,000円を追加いたしました。

次に、商工費の商工総務費で職員の人事配置により人件費に不足が生ずることとなり、給料等に725万円を追加いたしました。

次に、土木費の都市計画費、公園費で平田公園遊具修繕費261万1,000円を追加いたしました。

次に、消防費の非常備消防費で確定見込みにより、消防団員報酬174万5,000円、消防団員退職報償金304万4,000円を減額し、消防施設費で消防本部第2車庫防水修繕費66万2,000円、高須地区の排水路油圧式転倒ゲート修繕費267万3,000円、城山北分団・海西分団消防施設整備工事費等3,148万円を追加いたしました。

次に、教育費の小学校費、学校管理費で今尾小学校空調設備改修工事設計委託料264万2,000円、東江小学校放送設備改修・下水道接続工事費327万4,000円を追加し、中学校費、学校管理費で債務負担行為を設定し2カ年で行うため、城南中学校整備工事設計監理委託料794万7,000円を減額し、旧養南中学校体育館等解体工事費4,600万円、日新中学校非常放送・自動火災報知設備改修工事費370万5,000円、城南中学校・平田中学校放送設備改良工事費621万6,000円、旧養南中学校外部トイレ下水道受益者負担金52万円を追加し、幼稚園費、幼稚園管理費で職員の人事配置により、人件費、給料等2,687万円を減額し、下多度幼稚園地下タンク修繕費150万円を追加し、社会教育費、公民館費で海西公民館地下タンク修繕費153万3,000円、プラザしもたどロビーエアコン修繕費47万9,000円を追加し、保健体育費、給食管理費で学校給食センターの蒸気ボイラーへの軟水装置取付及び水管取替修繕工事費405万3,000円を追加いたしました。

次に、諸支出金の基金費、教育施設整備基金費で旧養南中学校の校舎を売却することに伴

い、国庫補助金返還分相当額の教育施設整備基金積立金3,685万5,000円を追加いたしました。

歳入につきましては、国庫支出金で保育園運営費負担金680万円、県支出金で保育園運営費負担金340万円を追加し、財産収入で旧養南中学校土地売払収入4,298万3,000円、建物売り払い収入3,685万5,000円を追加し、諸収入で緊急消防援助隊活動費負担金122万9,000円を追加し、無投票により選挙負担金301万1,000円、消防団員退職報償金169万4,000円を減額し、市債で消防団施設等再編整備事業債2,980万円を追加し、中学校統合整備事業債750万円を減額し、繰越金で今回の補正の一般財源として前年度繰越金9,573万8,000円を追加いたしました。また、債務負担行為の追加で、城南中学校整備工事設計監理委託業務を2カ年で行うため、設計監理委託料の限度額を平成25年度で1,413万円追加いたします。

次に、平成25年度においてもキッズパスポート事業を実施したいと考えており、企画乗車券を交通事業者が販売するに当たり、事前に事業のPR、申し込み等の手続を行うため、キッズパスポート負担金の限度額を平成25年度で160万円追加いたします。

次に、認定こども園の通園バス運行事業で平成25年4月1日から利用可能とするため、通園バス運行委託料の限度額を平成25年度で1,000万円追加いたします。

次に、南濃温泉「水晶の湯」の現在の指定管理期限が平成24年度末で終了することに伴い、新たな指定管理者と協定を締結するため、指定管理料の限度額を平成25年度から平成28年度の期間で2,740万円追加いたします。

また、地方債の補正では、消防団施設等再編整備事業債の追加と中学校統合整備事業債の限度額の引き下げをさせていただくものです。

議案第60号の平成24年度海津市介護老人保健施設在宅介護支援センター特別会計補正予算（第1号）につきましては、歳入歳出にそれぞれ60万円を追加し、補正後の予算額を歳入歳出それぞれ4,660万円とするものであります。

補正内容につきましては、職員の人事配置により人件費に不足が生ずることとなり、給料等に60万円を計上いたしました。財源につきましては、前年度繰越金60万円を充てるものであります。

続きまして、条例案件2件について、その概要を御説明申し上げます。

議案第61号の海津市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきましては、今年度の人事院勧告による50歳代後半層における官民給与差を考慮し、50歳代後半層の給与水準の上昇をより抑える方向で昇給制度の改正をするもので、55歳を超える職員は、標準の勤務成績では昇給はせず、勤務成績が特に良好、極めて良好の場合の昇給号俸数を現行より抑制する改正をするものであります。

議案第62号の海津市体育施設条例の一部を改正する条例につきましては、養南グラウンドの夜間利用の中止による使用料金の一部を改正するものです。

続きまして、議案第63号の財産の無償譲渡につきましては、徳田区が平成24年6月8日に地方自治法第260条の2第1項による地縁による団体の認可を受けて法人格を取得し、徳田区所有の財産について登記を行うことができるようになりましたが、一村総持等から直接徳田区へ保存登記を行うことができないため、海津市へ保存登記を行い、その後徳田区に所有権移転登記を行うものであります。財産を無償で譲渡することにつきまして、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第64号の財産の処分につきましては、旧養南中学校跡地を隣接する中日本物産株式会社に売却するものであります。処分する財産は、土地5,888.09平方メートル、建物2階建て校舎2,644平方メートルで、処分価額は土地4,298万3,000円、建物3,685万5,000円であります。地方自治法第96条第1項第8号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第65号の指定管理者の指定につきましては、海津市南濃温泉「水晶の湯」の指定管理者の指定管理期間が平成25年3月31日で満了することに伴い、平成25年4月1日から4年間、「南濃スカイビューSPA水晶の湯」に指定管理者の指定を行うもので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上、提出いたしました議案につきまして、提案理由を申し上げましたが、何とぞよろしく御審議いただきまして、適切な御議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（赤尾俊春君） 市長より、報告並びに提案理由の説明が終わりました。

これから、順次、質疑・討論・採決を行います。

なお、報告第16号、報告第17号及び報告第18号の専決処分の報告については、地方自治法第180条第2項の規定による報告ですので、質疑・採決は行いません。

それでは、報告第19号 専決処分の承認を求めることについての質疑を許可いたします。質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（赤尾俊春君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りします。本案件は会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤尾俊春君） 異議なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（赤尾俊春君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから報告第19号を採決いたします。

お諮りします。報告第19号 専決処分の承認を求めることについては、承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤尾俊春君） 異議なしと認めます。よって、報告第19号 専決処分の承認を求めることについては、承認することに決定しました。

続きまして、議案第59号から議案第62号までの4議案について、順次質疑を行います。

初めに、議案第59号 平成24年度海津市一般会計補正予算（第6号）についての質疑を許可いたします。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（赤尾俊春君） 15番 星野勇生君。

○15番（星野勇生君） 補正予算の概要説明書の中でお願いしたいと思います。

今回、学校管理費の中で中学校統合整備事業、これが委託料として減になって、先ほどの市長の説明では、平成25年の債務負担行為が1,413万円とおっしゃいました。したがって、24年度には設計は行わない。いわゆる25年度しか行わないという判断でよろしいでしょうか。

もう1点は、幼稚園管理費の中で下多度幼稚園の地下タンク修繕費150万円の減というふうに捉えてよろしいでしょうか。

もう1点は、債務負担行為のところ、4番目の水晶の湯指定管理料の限度額2,740万円とあります。これは4年で割りますと685万円と簡単な数字が出るわけですが、この指定管理料の設定で、公募いわゆる募集時の参考価格についてお知らせください。

それから、指定管理の指定のところでお尋ねするのが本意であります、予算の関係もありますので、ここでお尋ねをしておきます。責任の分担についてどうしてお考えなのか、お知らせください。特に、24年度に起きました水晶の湯の休館日等に照らし合わせてわかりやすく御説明をいただきたいと思っております。

以上3点、お願いいたします。

○議長（赤尾俊春君） 教育委員会事務局次長 岡田健治君。

○教育委員会事務局次長（施設担当） 併総務部財政課課長（施設担当）（岡田健治君） 星野議員の御質問にお答えいたします。

まず1点目の城南中学校の設計の委託の件でございますが、24年度、25年度での債務負担行為で行うものでございます。2カ年にわたって設計をお願いするものでございます。

2点目の下多度幼稚園の地下タンクの修繕費の補正でございますが、消防署より指摘事項がございまして、今回補正でお願いするものでございます。以上でございます。

○議長（赤尾俊春君） 産業経済部長 大倉明男君。

○産業経済部長（大倉明男君） 今回の指定管理に係ります募集要項の中で、参考価格として年間税込みで700万円という金額を提示申し上げております。

それと責任の分担の関係ですけれども、休業等に関しましては、基本協定書というのを取り交わしております、その中で休館等による営業補償は行わないということで、基本協定の中で取り交わしを行っておりますので、それに基づいて運営を行っております。

〔挙手する者あり〕

○議長（赤尾俊春君） 15番 星野勇生君。

○15番（星野勇生君） ありがとうございます。

もう少しわかりやすくお願いしたいのは、中学校統合整備事業の794万7,000円の関係と債務負担の、期間は平成25年度とありますが1,413万円との関係。先ほどの次長の説明によると、どうも中途半端に終わりそうな雰囲気の仕事になりかねない。いわゆる平成24年は何をすべきか、何をやりかわかりません。その辺をお知らせください。

それから、下多度幼稚園については、これは括弧書きで減となっておりますが、新規の事業として新しく入ったという捉え方でよろしいか。

それから、水晶の湯の指定管理につきましては、施設等の修繕及び改良、これが平成24年の事故を踏まえて御説明をいただきたいと思ったんですが、再度できればお願いしたいと思います。

また、特にああいふ施設は火災保険に加入しなければならないというふうに捉えておりますので、火災保険の加入はどちらが行うものか、あわせて大体見込み額でどのくらい年間お支払いする予定なのか、お願いを申し上げておきます。先ほどの募集要項の中では、年間700万円ということが提案してあって、その中で今回、この後で聞くとよろしいんですが、その指定管理料の金額は税込みでしょうか。

○議長（赤尾俊春君） 教育委員会事務局次長 岡田健治君。

○教育委員会事務局次長(施設担当) 併総務部財政課課長(施設担当) (岡田健治君) 先ほどの城南中学校の24年、25年におきます債務負担行為での設計の委託の内容について御説明申し上げます。

まず24年度におきましては、基本計画の策定ということを考えております。それによりまして、実施設計、確認申請へと進めていくわけでございますが、24年度に基本設計、25年度におきまして、基本設計をもとに実施設計、実施設計ができ上がりましたら、後日、着手前に確認申請をとるということで、そういった手続が必要となりますので、ことし基本設計、来年度においては着手できるように確認申請の取得までを考えております。以上でございます。

○議長（赤尾俊春君） 産業経済部長 大倉明男君。

○産業経済部長（大倉明男君） 責任の所在ですけど、天井の張りかえだとか、レジオネラ菌による休館、あるいは源泉ポンプの故障等による休館をいたしましたけれども、明らかに指定管理者の責任による場合は、当然休業補償等の補償については協定の中にございますので行っておりませんけれども、天井の落下防止といいますか、安全度を高める中で休館をいたしましたけれども、その場合につきましては指定管理料の納付額のほうで減額をいたしました経緯はございます。

それと、火災保険につきましては全国自治協会の保険に海津市が加入をいたしておりまして、保険料といたしましては2万3,293円の支払いをいたしております。責任額につきましては4億5,532万円となっております。それと、指定管理料につきましては税込みでございます。

○議長（赤尾俊春君） 教育委員会事務局長 三木孝典君。

○教育委員会事務局長（三木孝典君） 幼稚園管理費のほうでございますが、たしかに概要説明書の3ページを見ていただきますと、幼稚園管理事業として減というふうになっておりますけれども、これ相対としての減でございますが、補正予算書のほうの17ページをごらんいただきますと修繕料については増と、管理事業トータルとしては減ということで、こういう書き方になっているということで、大変ちょっとわかりにくいかもしれませんが、ちょっと錯覚のようなことになりますけれども、大変申しわけないですがよろしくお願ひしたいと思ひます。以上です。

○15番（星野勇生君） ありがとうございます。

○議長（赤尾俊春君） ほかがございせんか。

〔発言する者なし〕

○議長（赤尾俊春君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

続きまして、議案第60号 平成24年度海津市介護老人保健施設在宅介護支援センター特別会計補正予算（第1号）についての質疑を許可いたします。

質疑はありせんか。

〔発言する者なし〕

○議長（赤尾俊春君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

続きまして、議案第61号 海津市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての質疑を許可いたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤尾俊春君） 8番 堀田みつ子君。

○8番（堀田みつ子君） この条文についてちょっとお尋ねをするんですけども、勤務成績

が極めて良好とか、特に良好とかという、客観的にこれは判断できるものなのかどうかということとか、誰が判断するのかということと、その点について、それは本当に客観的に、どうしても個々で判断するというふうであるはずなので、どこに客観的性があるのかなあと思うんですけども、それだけをちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（赤尾俊春君） 総務課長 渡邊良光君。

○総務部総務課長併選挙管理委員会事務局次長（渡邊良光君） ただいまの堀田議員の御質問でございますが、客観的という部分でございますが、職員全員でございますが、上司による勤務評定というものを実施しております。そういった関係で、勤務評定に基づきまして判定をさせていただいておるところでございます。課長補佐級であれば課長が第1次評定を行いまして、その第2次評定としてはその上司という形になりまして、2段階で評価して決定をさせていただいておるところでございます。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（赤尾俊春君） 8番 堀田みつ子君。

○8番（堀田みつ子君） なかなか同じ、それぞれの課長によってというか、その上司によって変わってくるというふうに判断していいわけですかね。この人が、例えば上司がかわれば評価が変わってくる、可能性としてはあるというふうに考えるんでしょうか、これは。

○議長（赤尾俊春君） 総務課長 渡邊良光君。

○総務部総務課長併選挙管理委員会事務局次長（渡邊良光君） 堀田議員の御質問でございますが、たしかに評価につきましては多少変化はありますが、基本的には毎年とか隔年で、評価者と評定者の両方ですけれども、研修を行っております。評価の標準化ということで均一にできるような研修を行っております。その中で研修を積むことによって平準化できるような、そんな仕組みをとっております。以上でございます。

○議長（赤尾俊春君） ほかがございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（赤尾俊春君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

続きまして、議案第62号 海津市体育施設条例の一部を改正する条例についての質疑を許可いたします。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（赤尾俊春君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま質疑を行いました議案第59号から議案第62号までの4議案は、お手元に配付してあります議案付託表のとおり、それぞれの所管の常任委員会に審査を付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤尾俊春君） 異議なしと認めます。よって、議案第59号から議案第62号までの4議案は、議案付託表のとおり、それぞれの所管の常任委員会に審査を付託することに決定しました。

なお、審査は12月20日までに終了し、議長に報告をお願いします。

続きまして、議案第63号 財産の無償譲渡についての質疑を許可いたします。

〔挙手する者あり〕

○議長（赤尾俊春君） 16番 永田武秀君。

○16番（永田武秀君） この議案に反対するというのではなくて、もう少し具体的な、こういった事例は今後あり得るかなという思いから、いろいろと素朴なことをまずお尋ねしたいと思います。

これは当然、一村総持の市の財産ということで、登記上はされておられるんですけど、まず率直なことをお尋ねしますが、市の、要するにこういったものというのは、財産目録あるいは資産台帳というんでしょうか、そういったものにはきっちりと記載されておるものかどうか。それから、この議案には必要ないかと思うんですけども、当然財産である限り、価値というものは明確になっておるのではないかなあというふうに思われるわけがありますけれども、細かい明細をという意味じゃなくして、どのような基準でこういった財産価値というものが市の資産台帳等に記載されておるものなのかなということをお尋ねいたします。

それから、もう1つは面積でありますけれども、山の場合は特に、いわゆる実際の面積と公簿面積とは随分開きがあるやに聞いておるんです。この土地があるかないかはわかりませんが、この場合は基本的には譲渡というのはやむを得ないとは思いますが、公簿上の譲渡という形で手続をとられておると思うんですけども、それが間違っているとか正しいとかじゃなくて、そういった形でいいものかどうかということもお尋ねをしたいと思います。

それから、登記上、こういった共有地のような非常に曖昧だったものが、いつの時期から、いわゆる登記上、一村総持という登記がされておるのか、そしてそれは何でそういうふうになっておるのかなあということもあわせて、わかる範囲でまずお答えをいただきたいというふうに思います。お願いします。

○議長（赤尾俊春君） 財政課長 服部尚美君。

○総務部財政課長（服部尚美君） 永田議員さんの御質問にお答えいたします。

まず、市の財産台帳に載っているかという御質問であります。海津市の財産台帳には記載されておりません。また、この価値について、面積ということでございますが、実測はし

ておりませんので公簿の面積でございます。

また、登記上の表示につきましては、現時点では一村総持となっておりますが、いつからかということについては、ちょっと把握しておりません。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（赤尾俊春君） 16番 永田武秀君。

○16番（永田武秀君） 何でこういうことをお尋ねするかというと、先般も、いわゆる市の財産とは何やとって評価をされたときに、市の財産とは、道路とかそういったものも全部財産として計算されておるんだという説明を受けたんですけども、例えばこういったものも登記上は、まだほかに、僕は山なんかの場合はたくさんそういうものの例があるのではないかなあというふうに思うんです。そうすると市の財産、いわゆる資産台帳に載っていないというものは、市の財産と言えるのかどうなのか。

要するに、登記上は市の財産だと。しかし、資産台帳に載ってないというものは本当に登記上だけの話なのか。しかし、実際は登記上そうである限りは、私は市の財産だから無償譲渡という議案が出てきたのではないかなあというふうに思うんですけども、台帳に載ってないというのはなぜなのかということは、私は大変疑問に思うんですけども、要するに市の財産管理をするわけですから、当然そういったものは、ただし書きがあったにしても、台帳には記載されておくべきではないかなあというふうに、私は素朴に思うんですけども、ないならないでそれはいいと思いますけれども、しかし、これに類するものが、僕はまだ特に平野部の土地改良等をやったところは別といたしまして、山等についてはまだまだこういったものがあるのではないかなあというふうに思われます。

それともう1つは、これ今度は、たしか議運でも出ておりましたけれども、地縁団体に無償譲渡された場合、今度は固定資産税が発生するのではないかと。そうすると、固定資産税が発生するとなると、この評価額というものが当然なれば、固定資産の課税はできないのではないかなあというふうに思うわけです。地縁団体は、私は非課税団体ではないというふうに思っておりますので、そのあたりは今後どういうふうにするのか、あるいは今後、無償譲渡の後、固定資産税の課税はどうされるのかどうか、お答えをいただきたいと思います。

それから、これに伴う登記の費用等いろいろと発生しますね。これについては、本来的にはどちらが負担すべきものなのかということについても、あわせてお答えをいただきたいというふうに思います。

○議長（赤尾俊春君） 総務部長 福田政春君。

○総務部長併選挙管理委員会事務局書記長（福田政春君） 一村総持の土地につきましては、登記上は所有権が登記されない状態で現在おるということでございます。それで、過去のポツダム政令によりまして、一村総持分につきましては市町村の所有になるという政令がござ

いまして、所有権の保存登記をするに当たりましては、一村総持の土地を一旦市の土地として所有権の保存登記をさせていただくということになります。その時点で市の財産ということになるわけですが、今回徳田区のほうへ無償譲渡するということにつきまして、今回議案として上げさせていただいておるということでございます。

なお、土地の課税につきましては、事業用の用地として今後使用される場合におきましては、課税の対象とさせていただき、固定資産税を徴収するということになります。以上でございます。

[挙手する者あり]

○議長（赤尾俊春君） 16番 永田武秀君。

○16番（永田武秀君） 質問はこれで1回で終わるわけでありましてけれども、要するに、私がお聞きしたのは、地縁団体が非課税団体なのかどうなのかということをお聞きしておりますので、まずそれをお答えいただきたいと思います。

○議長（赤尾俊春君） 総務部長 福田政春君。

○総務部長併選挙管理委員会事務局書記長（福田政春君） 地縁団体につきましては、収益事業をするに当たっては課税の対象となるということでございます。

[挙手する者あり]

○議長（赤尾俊春君） 16番 永田武秀君。

○16番（永田武秀君） まず、先ほどおっしゃったポツダム政令で、要するに一村総持はいわゆる所有権の保存登記がされていないとおっしゃいましたね。しかし、これは東江のほうでもありましたけれども、私が謄本を見たときは、備考欄に一村総持と書いてあって、所有は海津町というふうに明確に登記簿というのほうたつてであると。これは、要するに所有者不明というような登記は、現実的に今、いわゆる総務部長のお答えだと、所有者不明の一村総持というような解釈にしか聞こえないんですけれども、私は素人で、専門家ではありませんけれども、そういうような登記というのは、記載事項の中に所有者の欄とそれから備考欄というのがあって、当然その中には、海津町とか南濃町とか海津市とかということが明確にうたつてあると思うんですけれども、このことをやるために保存登記をするというのは、ちょっとそうなると、この土地は一体誰のものかということになってきてしまうんで、要するに海津市のものであるから、ただし書きで備考欄に一村総持とあるから、実際の真の所有者は登記上できないから、そういうふうに備考欄が書いてあって、海津市が無償譲渡するというのが、私は議案の提案の趣旨だというふうに理解をしておるんですけれども、今の総務部長のお答えだとちょっと、いわゆる所有者の欄は具体的にどうなっておるのか、もう質問回数がありませんので、まずそれを明確にお答えいただきたいことと、それから、地縁団体の場合、いわゆる固定資産税の課税対象の例外規定として地縁団体は免除するというふうになってお

るんですか。

それからもう1つ、事業用資産の場合は課税をするけれども、そうでない場合は非課税だということは、土地の固定資産税についての減免の明確な規定があるんでしょうか。その2点をはっきりとお答えいただきたい。

○議長（赤尾俊春君） 総務部長 福田政春君。

○総務部長併選挙管理委員会事務局書記長（福田政春君） まず登記のほうの件でございますが、もう一度確認をいただきたいと思いますが、備考欄に一村総持とか町とかということで表示してある登記簿につきましては、所有権の保存登記というのはされていない状態であるということでございます。

所有権がありますと、甲欄、乙欄というような、後に登記簿には表示されてきておるはずでございます。したがって、この用地につきましては備考欄に一村総持と表示をされている状態でございます、所有権の保存登記というのはなされていない状態でございます。

また、税につきましては、税務課長のほうから回答させていただきます。

○議長（赤尾俊春君） 税務課長 石原八十司君。

○総務部税務課長（石原八十司君） 地縁団体の税の関係につきましてお答えをいたします。

地縁団体は、その性格上から公益法人とみなされまして、税法上優遇されるということでございます。一旦は課税になりますけれども、減免申請により減免となる場合もございます。収益事業を行います部分につきましては、固定資産税は課税となるというふうでございます。

○議長（赤尾俊春君） ほかがございませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（赤尾俊春君） 15番 星野勇生君。

○15番（星野勇生君） 今回の譲渡につきましては疑問が幾つか生じてまいりました。それは歴史上の問題でも実はあるわけでございます。明治時代に上ると、いわゆる廃藩置県がありまして、その後、こういったものの一村総持については公有地という判断がされております。

一村とはどういう意味かという、私の村でありますと、多芸郡志津村、下多度村、それから昭和29年の昭和の合併で南濃町に変わってまいりました。この議案書の21ページにそれぞれの財産が掲げてあります。その中で、上段2つ、所在地が南濃町志津になっております。この一村総持ということになると、徳田というところが、旧城山村徳田であったと思います。そうすると徳田の固有の財産というふうに捉えて一村総持で公有地と、先ほどの永田さんのお尋ねの話、少し私は感覚が違うわけなんですけど。そうすると、この志津の地籍があるこの一村総持は、どういう理由でこうなったかということをお調べいただいたかどうか。いわゆるこの土地が果たして一村総持の土地であったかどうか、この確認はされたんでしょうか。されていないなら、今後する予定はありますか。

それからもう1つは、立山の中には保安林という名称がついた、いわゆる開発が不可能な土地があるわけであります。この立山の土地にその保安林がついた土地はあるんでしょうか、どうでしょうか。これは保安林になりますと、年間わずかでありますが、国のほうからお金が支払われる可能性があります。この辺について調査をされたかどうか、この2点をお願いいたします。

○議長（赤尾俊春君） 財政課長 服部尚美君。

○総務部財政課長（服部尚美君） 星野議員さんの御質問にお答えさせていただきます。

志津の表記のある土地でございますが、表題部に下石津郡徳田村一村総持という表題になっておるものと、昭和62年に所有権保存登記が南濃町徳田で保存登記がされておるものというものでございます。

あと保安林でございますが、保安林は南濃町志津の1958番の10、2万5,216平米が保安林でございます。また、次のページの南濃町徳田西河原388、2,155平米、こちらの2筆が保安林という地目になっております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤尾俊春君） 15番 星野勇生君。

○15番（星野勇生君） ありがとうございます。

いわゆる歴史の中でどうしても、多芸郡志津というのが出てこないんじゃないかなと。これは廃藩置県以来、先ほど申し上げたような歴史の変遷があって、なかなかこういったものの地籍が変わっていかない、所在地が変わらない、いわゆる頭だけ変わってしまう。合併をすることによって、今回海津郡から自動的に海津市になってしまった。それが名残として残っておるんならいいんですが、志津地域というのは、立山でも分割してしまっ、民地になっているところがようけあるんです。そういった確認をしなければ、この無償譲渡された土地が、もし個人の土地であった場合、この確認事項を当然しなければ譲渡は不可能になる、いわゆる二重登記になってしまうということに私は心配をしております。いわゆる枝番がついたのは何でついたか。こういうのは分割をするために、その枝番がついてくるんで、そういったことを調査を十分されたかどうかをお尋ねしておるんです。いかがでしょうか。

それから、保安林につきましてはわかりました。ありがとうございます。

○議長（赤尾俊春君） 副市長 後藤昌司君。

○副市長（後藤昌司君） 先ほどのこの中で、一部分、ひょっとして個人の土地が入っておるのではないかという御質問でございましたが、その件につきましては、そういった個人の土地が今回提示させていただいた地番の中には入っておりません。これにつきましては、旧城山村の財産台帳がございまして、そちらのほうに明確に記載がされてございまして、この地番については従来どおり徳田村と表示してあったと思うんですが、徳田村の所有であるとい

うふうに、明確にこの地番一筆ずつ書いてございます。したがって、その中に個人の土地が含まれておるといことはございません。以上でございます。

[挙手する者あり]

○議長（赤尾俊春君） 15番 星野勇生君。

○15番（星野勇生君） 仮定でいいかなと思いますが、城山村にはあった。けど、志津というのは旧下多度村です。したがって、下多度村の財産台帳の中にもしかしてなかったという不安はなかったんでしょうか。さっきから申し上げておるように、一村総持というのは村特有の財産、固有の財産と言われております。したがって、地籍が南濃町志津である以上、旧下多度村の財産台帳まで確認をすべきではなかったのでしょうか。そんなことは、こういった地域というものに固持するわけではないんですが、やはりこだわりの部分で、不安を持った部分は調査をお願いしておかなければならんのかな。今後の対応を期待して、質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（赤尾俊春君） ほかにございませんか。

[発言する者なし]

○議長（赤尾俊春君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りします。本案件は会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（赤尾俊春君） 異議なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[発言する者なし]

○議長（赤尾俊春君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから議案第63号を採決いたします。

お諮りします。議案第63号 財産の無償譲渡については可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（赤尾俊春君） 異議なしと認めます。よって、議案第63号 財産の無償譲渡については可決することに決定しました。

続きまして、議案第64号、議案第65号の2議案について順次質疑を行います。

議案第64号 財産の処分についての質疑を許可します。

質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○議長（赤尾俊春君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

次に、議案第65号 指定管理者の指定についての質疑を許可します。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（赤尾俊春君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま質疑を行いました議案第64号、議案第65号の2議案は、お手元に配付してあります議案付託表のとおり、それぞれの所管の常任委員会に審査を付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤尾俊春君） 異議なしと認めます。よって、議案第64号並びに議案第65号の2議案は、議案付託表のとおり、それぞれの所管の常任委員会に審査を付託することに決定しました。

なお、審査は12月20日までに終了し、議長に報告をお願いします。

◎陳情第3号について

○議長（赤尾俊春君） 続きまして、日程第15 陳情第3号についてを議題とします。

平成24年10月29日に受理しました陳情第3号は、会議規則第136条の規定により、お手元に配付してあります陳情文書表のとおり、文教福祉委員会に審査を付託しますので、よろしくお願いをいたします。

なお、審査は12月20日までに終了し、議長に報告をお願いいたします。

◎陳情第4号について

○議長（赤尾俊春君） 次に、日程第16 陳情第4号についてを議題とします。

平成24年11月27日に受理しました陳情第4号は、会議規則第136条の規定により、お手元に配付してあります陳情文書表のとおり、産業建設委員会に審査を付託しますので、よろしくお願いをいたします。

なお、審査は12月20日までに終了し、議長に報告をお願いいたします。

ここでしばらく休憩をいたします。

（午前10時03分）

○議長（赤尾俊春君） それでは、休憩前に引き続きまして会議を開きます。

（午前10時50分）

○議長（赤尾俊春君） ただいま海津市議会活性化検討委員会設置要綱の一部を改正する要綱についての提出がありました。これを日程に追加し、直ちに議題としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤尾俊春君） 異議なしと認めます。よって、海津市議会活性化検討委員会設置要綱の一部を改正する要綱についてを追加日程第1として、直ちに議題とします。

ここで、追加日程を配付いたします。

〔追加議案の配付〕

◎発議第3号 海津市議会活性化検討委員会設置要綱の一部を改正する要綱について

○議長（赤尾俊春君） それでは、追加日程第1、発議第3号 海津市議会活性化検討委員会設置要綱の一部を改正する要綱についてを議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

3番 川瀬厚美君。

〔3番 川瀬厚美君 登壇〕

○3番（川瀬厚美君） 発議第3号、平成24年12月12日、海津市議会議長 赤尾俊春様、提出者、海津市議会議員 川瀬厚美、賛成者、海津市議会議員 松岡光義、賛成者、海津市議会議員 浅井まゆみ。

海津市議会活性化検討委員会設置要綱の一部を改正する要綱について。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

理由、海津市議会の会派構成が一部変更されたことにより改正するもの。

裏面をごらんください。

海津市議会活性化検討委員会設置要綱の一部を改正する要綱。

海津市議会活性化検討委員会設置要綱（平成23年議会訓令第5号）の一部を次のように改正する。

構成を次のように改める。構成、委員会の委員は9人とし、各会派より選出される委員の数は次のとおりとする。1. 政和会4人、2. 海津市議会公明党1人、3. 民の風1人、4. 無所属3人。

附則、この訓令は公布の日から施行する。

以上でございます。

○議長（赤尾俊春君） 提案理由の説明が終わりました。これより質疑を許可します。

質疑はございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（赤尾俊春君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（赤尾俊春君） 討論なしと認め、討論を終わります。

ただいまから、発議第3号を採決いたします。

お諮りします。発議第3号 海津市議会活性化検討委員会設置要綱の一部を改正する要綱については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤尾俊春君） 異議なしと認めます。よって、発議第3号 海津市議会活性化検討委員会設置要綱の一部を改正する要綱については、原案のとおり可決することに決定しました。

◎散会の宣告

○議長（赤尾俊春君） 以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

なお、次回はあす12月13日に再開しますので、よろしくお願いをいたします。御苦労さまでした。

（午前10時55分）

上記会議録を証するため下記署名する。

平成24年12月12日

議 長 赤 尾 俊 春

署 名 議 員 森 昇

署 名 議 員 松 岡 光 義